

令和5年度 歯科疾患予防・食育推進等口腔機能維持向上事業報告書

I 概要

市内の登録歯科医療機関（令和6年3月1日現在501ヶ所）で妊産婦を対象に歯科健診・歯科保健指導を行う。

II 目的

「第二次北九州市健康づくり推進プラン（平成30～令和4年度）」における目標値の達成

妊産婦歯科健診受診率	30.0%（令和4年度 38.4%）
1歳6か月児歯科健康診査受診率	75.0%（令和4年度 75.3%）
3歳児歯科健康診査受診率	70.0%（令和4年度 67.9%）
3歳児でう蝕のない者の割合	80.0%（令和4年度 87.7%）

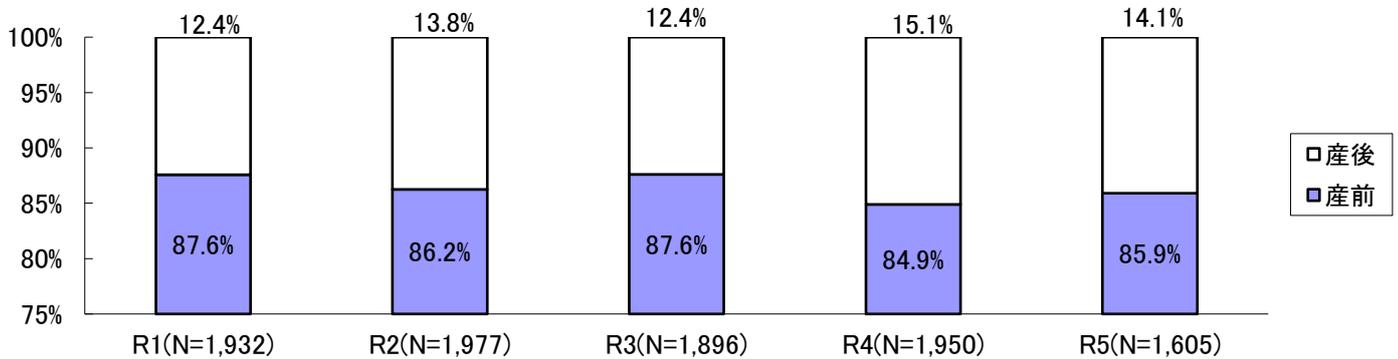
III 令和5年度実績

1. 実施状況：1,605件（令和5年4月～令和6年1月請求分）

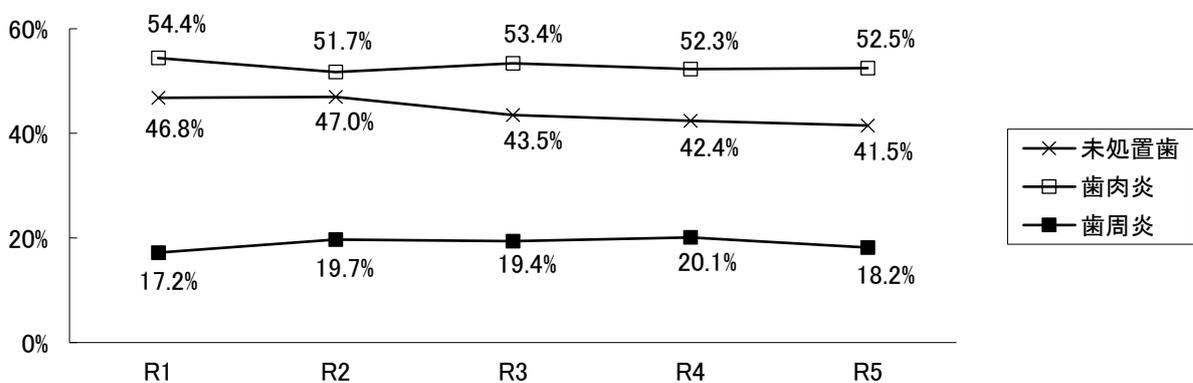
2. 妊産婦歯科健診受診者の状況

（1）過去5年間の推移（令和5年度は4～1月請求分）

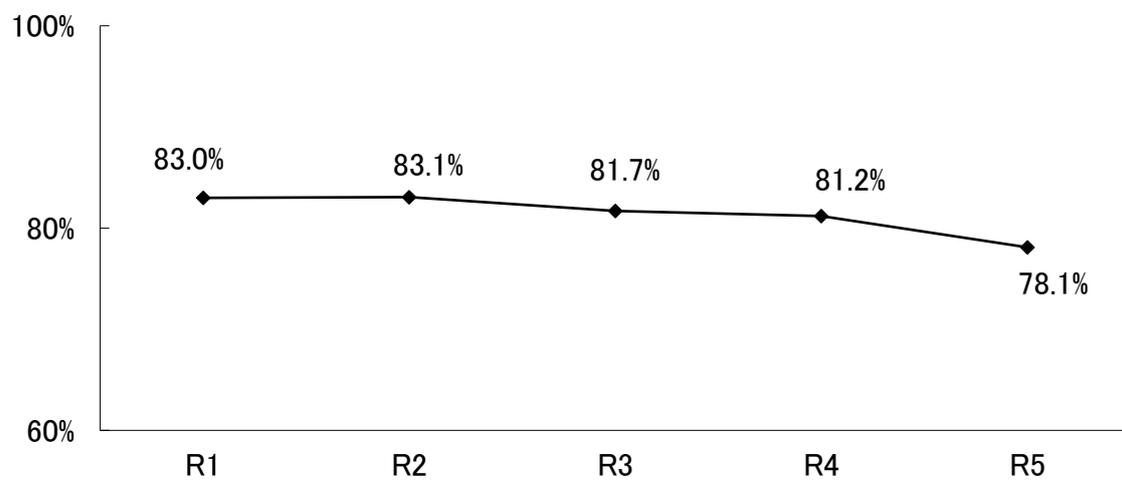
① 産前・産後の別の推移



② 口腔内の状況の推移



③ 要治療の者の割合の推移



IV 参考

妊産婦歯科健診実施要領

1 目的

妊娠中・出産後は口腔内環境が悪化しやすい傾向にあり、その結果う蝕や歯周病が発生したり進行するリスクも増すことになる。また、妊産婦の口腔内の状態が子どもの健康状態に影響を与えることもある。

これらを踏まえ、妊娠中・出産後に口腔内診査と歯科保健指導を行うことにより、妊産婦の歯と口腔の健康の保持増進を図り、生涯を通じた歯科保健の向上に資することを目的として実施する。

2 実施主体

実施主体は、北九州市とする。

3 対象者

北九州市に居住する妊婦、及び出産等の日から1年以内の者とする。

4 事業実施

実施については、公益社団法人北九州市歯科医師会（以下「市歯科医師会」という。）に委託して実施する。

5 利用者負担金

無料とする。

6 実施内容

(1) 実施回数

妊娠中、又は出産等の日から1年以内に1回行う。

(2) 実施場所

北九州市の妊産婦歯科健診実施医療機関として登録された歯科医療機関（以下「登録歯科医療機関」という。）において実施する。

(3) 実施方法

北九州市が交付した妊産婦歯科健診受診票（以下「受診票」という。様式第1号）を登録歯科医療機関に提出した者に対して実施する。

(4) 実施内容

- ① 問診、口腔内診査及び健診結果の説明
- ② 事後指導

(5) 歯科保健指導

登録歯科医療機関は妊産婦歯科健診を実施するに当たり、歯科保健に関する事項及びその他の必要な事項について保健指導を行う。

7 登録歯科医療機関

登録歯科医療機関は、市歯科医師会または区歯科医師会が指定した研修会を受講しなければならない。

また、登録歯科医療機関は、妊産婦歯科健診実施医療機関である旨を示す証票（ステッカー）を掲示するものとする。

8 委託料の請求及び支払い

- (1) 妊産婦歯科健診を行った登録歯科医療機関は、当該月分の受診票（保健福祉局控）をとりまとめ、「歯科健康診査等実施報告書」（様式第2号・区歯科医師会提出用及び市歯科医師会提出用）を添えて、翌月7日までに、所属する区歯科医師会に提出する。
- (2) 区歯科医師会は、提出を受けた受診票をとりまとめ、「歯科健康診査等実施報告書」（様式第3号・市歯科医師会提出用）を添えて毎月12日までに市歯科医師会に提出する。
- (3) 市歯科医師会は受診票の内容を審査し、「歯科健康診査等業務実施報告書」（様式第4号・保健福祉局提出用）を添えて、毎月月末までに保健福祉局に請求する。
- (4) 保健福祉局は内容を審査し、請求書を受理した日から30日以内に、委託料を支払う。

9 周知徹底

保健福祉局、区役所保健福祉課及び市歯科医師会は、健診の意義や実施方法等について、市政だよりのほか適当な方法により、市民に対して周知を図る。

10 その他

この要領に定めるもののほか、事業の運営について必要な事項は、別に保健福祉局長と市歯科医師会長が協議して定めるものとする。

付 則

この実施要領は、平成20年7月1日から実施する

この実施要領は、平成21年4月1日から実施する

この実施要領は、平成25年4月1日から実施する

この実施要領は、平成30年4月1日から実施する

この実施要領は、令和元年5月1日から実施する。

この実施要領は、令和6年4月1日から実施する。